省　令

○厚生労働省令第十号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第三条の三第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。